

2025 年 6 月 16 日

新商品「要支援・介護保険」の発売



第一生命保険株式会社(代表取締役社長:隅野 俊亮、以下「当社」)は、2025 年 7 月 2 日より、必要な保障を組み合わせてお客さま一人ひとりに“ぴったり”な保険を提供する「ジャスト」のラインアップの一つとして「要支援・介護保険」(愛称:要支援プラス)を発売します。

「要支援・介護保険」は、公的介護保険制度の要支援1以上から保障し、軽度な要支援状態に備えられる商品です。介護に必要な資金に備えることで、お客さまの要介護状態に対する「重症化予防」を応援します。

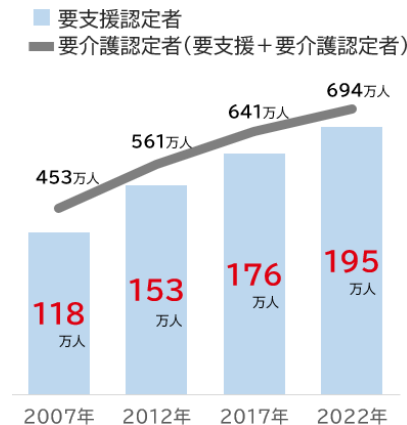
(1) 発売の背景

国内では高齢化に伴い、公的介護保険制度の要介護認定者とともに、要介護状態の前段階である要支援認定者数も増加傾向にあります。

そうした要支援状態は、状態の維持・改善可能性が高い特長があり、適切なりハビリ等のサービスを受けることで要介護状態への重症化予防が可能となります。介護サービスのための公的介護保険制度の利用には1-3割※1の自己負担があり、それ以外にもシャワーチェア等の福祉用具購入費といった介護初期費用が必要となる場合もあることから、介護に必要な資金への備えとともに、お客さまのQOL向上に向けて、要支援状態から重症化に備えることは大変重要です。

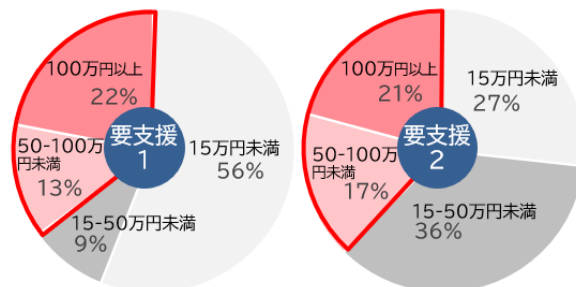
こうした背景を踏まえ、公的介護保険制度の要支援1以上から保障し、軽度な要支援状態に備えることでお客さまの重症化予防を応援する「要支援・介護保険」を発売します。

【要支援認定者数の推移】



厚生労働省/「2022 年度 介護保険事業状況報告(年報)」

【要支援認定者の介護初期費用】



「(公財)生命保険文化センター/生命保険に関する全国実態調査 (2021 年・2018 年・2015 年)」をもとに第一生命にて作成

※1 公的介護保険制度の介護サービスの自己負担額は所得に応じて異なります。

(2) 要支援・介護保険(要支援プラス)のポイント

ポイント

要支援1以上から保障（最高保険金額：100万円※¹）

- 公的介護保険制度の要支援・要介護認定において、要支援1～要介護5との認定を受けたとき、一時金として要支援・介護保険金をお支払いします。
- 要支援・要介護認定は、どの程度の介護が必要かによって「要支援1～要介護5」の7段階で認定されます。



※¹ 契約年齢が65歳以上の場合の保険金額は50万円までとなります。

（留意点）

- ① **すでに要支援・要介護認定を申請中の方や、申請に向けた具体的な検討を行っている方は申し込みいただけません。また、日常生活の支援等を目的とした高齢者向け施設・住まい（特別養護老人ホームや有料老人ホーム等）を利用している場合も申し込みいただけません。**
- ② 2025年5月時点の介護保険法等にもとづいて記載しています。

(3) 要支援・介護保険(要支援プラス)の商品概要

① 保障内容

保険金	支払事由	支払金額	支払限度
要支援・介護保険金	公的介護保険制度の要支援1以上と認定されたとき、または、第一生命が定める要介護状態が180日間継続した（要介護2以上に相当）とき	保険金額	1回限り

（留意点）

- ① 死亡保障はありません。（ただし、解約返還金がある場合は、解約返還金と同額の死亡返還金をお支払いします。）
- ② 解約返還金は、保険期間が一生涯保障（終身タイプ）で保険料払込期間満了後の場合に限り、保険金額の5%と同額の金額をお支払いします。（保険期間が一生涯保障（終身タイプ）で保険料払込期間中の場合および保険期間が一定期間保障（有期タイプ）の場合は、解約返還金はありません。）
- ③ 2025年5月時点の介護保険法等にもとづいて記載しています。

② 主な取り扱い

正式名称	要支援・介護保険（無解約返還金）2025
契約年齢	40歳～75歳
保険期間	終身、有期（最長80歳まで）

（留意点）

- ① 単独での加入は一生涯保障（終身タイプ）のみ取り扱います。

③ 保険料例

＜契約例＞月払(口座振替扱)、保険料払込免除特約(2018)付加なし、契約時から終身払

加入年齢	保険金額	男性	女性
40 歳	100 万円	1,524 円	1,650 円
50 歳	100 万円	2,195 円	2,397 円
60 歳	100 万円	3,619 円	3,979 円
70 歳	50 万円	3,434 円	3,947 円

(留意点)

①契約年齢が 65 歳以上の場合の保険金額は 50 万円までとなります。

以上

-
- この資料は 2025 年5月時点の商品(特約)の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではなく、保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。
 - 2025 年5月時点の介護保険法等にもとづいて記載しています。

(登)C25P0066(2025.5.8)